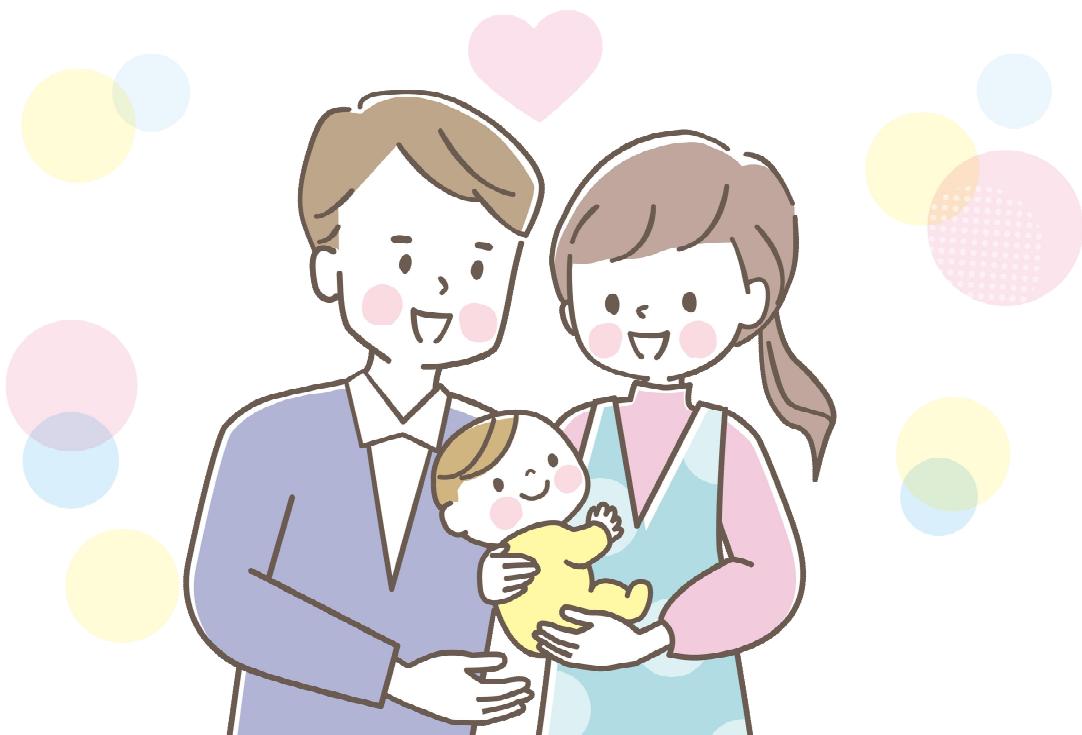


飯豊町

出産前後の手続き・支援



飯豊町健康福祉課 子ども家庭健康室
飯豊町大字椿3654-1(健康福祉センター内)
☎0238-86-2338



飯豊町
公式HP



飯豊町
公式LINE



もくじ

◇妊娠したら

母子健康手帳・妊婦健康診査・パパママ教室	1
妊婦のための支援給付事業	2

◇お子さんが生まれたら

出生届・子育て支援医療制度	3
児童手当	4
赤ちゃんのおむつ用品クーポン券支給事業	5
赤ちゃん訪問・新生児聴覚検査費用助成事業・家庭保育給付金	6
出産費用助成事業	7
ママと赤ちゃんのサロン／離乳食教室	8
乳幼児健康診査・幼児歯科健診	9
予防接種	10
インフルエンザ予防接種費用助成事業	11
産後ケア事業	12
子育て世帯訪問支援事業	14
子育て相談・子育て支援センター こどもみらい館	15
児童扶養手当	16
特別扶養児童手当	17
出産育児一時金給付・すこやか出産祝・ チャイルドシート無料貸し出し・認定こども園	18

 パパママ教室



事業名の横の二次元コードを読み込むと、町HPの該当ページにアクセスできます。

<飯豊町こども家庭センター>

こども家庭センターは、「母子保健」と「児童福祉」を一体化し、妊産婦やこども、子育て家庭を包括的に支援する相談機関です。

統括支援員のマネジメントの下、保健師や栄養士、保育士、子ども家庭支援員などの専門職が相談に応じ、悩みに寄り添いながらサポートします。さまざまな子育て支援の情報提供や、相談内容によっては、関係機関と連携するなどして継続的な支援を行っていきます。

子育てやご家庭に関する不安や悩みについて、ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

◇相談窓口・お問い合わせ先

飯豊町健康福祉課 子ども家庭健康室

〒999-0604 飯豊町大字椿3654-1(飯豊町健康福祉センター内)

☎0238-86-2338

月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
(土日・祝日・年末年始を除く)

◇妊娠したら

母子健康手帳

母子健康手帳は、妊娠中の記録のほかに、誕生した赤ちゃんの成長の記録を記す大切な手帳です。妊娠が判明したら、母子健康手帳の交付を受けてください。

<交付を受けるには>

産婦人科で「妊娠届出書」が発行されたら、次の受診日までに健康福祉課 子ども家庭健康室で母子健康手帳の交付を受けましょう。※要予約

◇場 所：飯豊町健康福祉センター（飯豊町大字椿3654-1）

<交付内容>

- ◇母子健康手帳
- ◇妊婦一般健康診査受診票
- ◇予防接種予診票
- ◇出産・育児の副読本 など



妊婦健康診査

飯豊町では妊婦健康診査の費用を助成しています。妊婦健診を受けるときは、飯豊町で発行している「妊婦健康診査受診票」を医療機関へ提出してください。

<助成の内容>

一般的な検査14回分の費用を、1回目10,000円、2回目以降5,000円を限度として助成します。その他、超音波検査4回分の費用と、ヒトT細胞白血病ウイルス-1型、子宮頸がん検査、クラミジア検査の全額を助成します。

パパママ教室



もうすぐ赤ちゃんを迎える夫婦を対象に、パパママ教室を開催しています。妊娠中の食事や運動、パパの役割、妊娠出産に係るサービスの話の他、実際に赤ちゃんの人形を使い、沐浴や着替えなどのお世話を体験します。

- ◇対象者：出産予定の初妊婦と夫
- ◇場 所：長井市保健センター（長井市ままの上7-10）
※長井市と共同で開催しています。
- ◇予 約：健康福祉課 子ども家庭健康室へお電話ください。
※詳しい日程や内容などはチラシまたはHPでご確認ください。



妊婦のための支援給付事業



飯豊町では、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊娠期から出産・子育て期までの切れ目のない相談支援(妊婦等包括相談支援事業)と、経済的支援(妊婦支援給付金)を組み合わせた「妊婦のための支援給付事業」を実施しています。

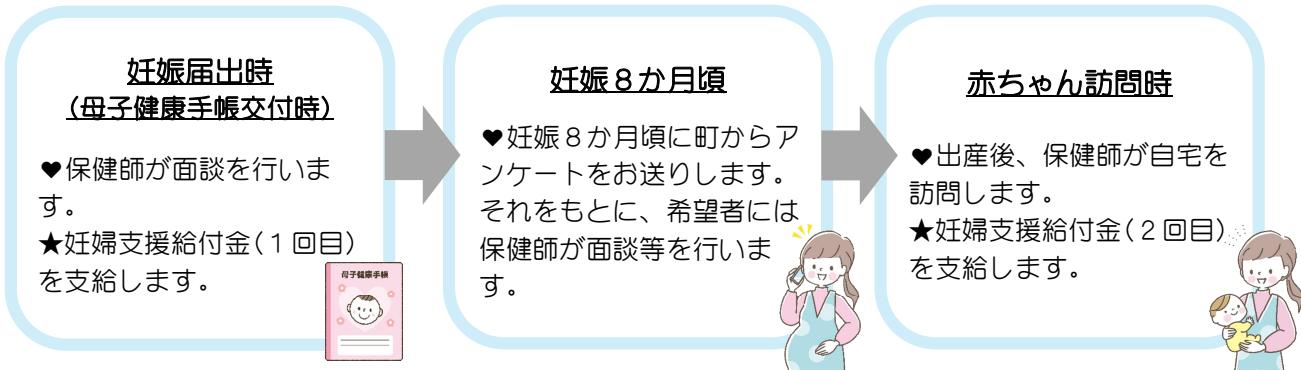
★妊婦支援給付金

出産・子育てにかかる経済的な負担を軽減するため、妊娠された方に妊娠届出時と出産後の2回に分けて給付金を支給します。

♥妊婦等包括相談支援

妊娠婦・その配偶者等が抱える不安や悩みを解消するため、保健師による面談やアンケートを実施します。

<事業・支援の流れ>



<妊婦支援給付金について>

- ◇対象者：申請日時点で飯豊町に住所登録があり、他の自治体から給付金(現金やクーポンなど)の支給を受けていない方。また、それぞれの申請条件に該当する妊産婦
- ◇1回目：妊娠届出時に保健師の面談を受けた妊婦へ、5万円を支給
- ◇2回目：赤ちゃん訪問を受けた産婦へ、こども1人につき5万円を支給

<申請方法>

- ◇1回目：妊娠届出時の面談後に「妊婦給付認定申請書(妊婦支援給付金1回目)」を提出
 - ◇2回目：赤ちゃん訪問後に「胎児の数の届出書(妊婦支援給付金2回目)」を提出
- 申請の際は、申請者(妊婦本人)の振込口座を確認できるもの(通帳またはキャッシュカード)の写しが必要です。
- なお、2回目の申請については、1回目と振込先が同じであれば写しの提出は不要です。

※申請書を提出いただいたいてから振り込みまで1～2か月程度かかります。

※胎児心拍確認後の流産・死産等の場合も支給対象となりますので、健康福祉課 子ども家庭健康室へお問い合わせください。

◇お子さんが生まれたら



出生届(住民課)

お子さんが生まれた日から14日以内に出生届を住民課 住民室へ届出してください。

<届出に必要なもの>

- ◇出生証明書
- ◇印鑑(任意)
- ◇母子健康手帳
- ◇新生児出生連絡票(妊婦健診受診券の中に綴じられています。後日、保健師が自宅を訪問するため必要です。)



子育て支援医療制度(住民課)

出生時から高校3年生までの年齢(18歳になって最初に迎える3月31日まで)の医療費が無料になります。

<医療証の申請手続き>

出生や転入などはじめて飯豊町の子育て支援医療制度に該当する場合は、住民課 住民室窓口で医療証の交付手続きを行ってください。

一度申請すると次年度以降は自動更新となり、医療証の有効期限が切れる前に新しい医療証を送付します。

<申請に必要なもの>

- ◇お子さんの健康保険の資格情報が確認できるもの(資格確認書など)
- ◇転入などで飯豊町で所得を確認できない方は、所得と控除額がわかる書類

<助成内容>

医療費(外来・調剤・入院)の自己負担なし
入院した場合の食事代も給付の対象となります。

<出生届・子育て支援医療制度についてのお問い合わせ>

住民課 住民室 ☎ 0238-87-0511





児童手当



児童手当は、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するという主旨のもとに児童を養育している方に支給するものです。出生、転入・転出、その他変更がある場合は手続きをしましょう。

<支給対象>

飯豊町内に住所を有する方で、0歳から高校卒業まで(18歳になった後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

<支給額>

児童の年齢	児童手当の額(1人あたり月額)	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	

※所得制限はありません。

※「第3子以降」とは、養育している児童(22歳の誕生日後の最初の3月31日まで)のうち、3番目以降の支給対象児童をいいます。

<支給時期>

原則として、年6回、毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

<申請手続き>

児童手当を受給するには、申請(認定請求書の提出)が必要です。出生届、転入届等と同時に手続きを行いますので、住民課の窓口までお越しください。(お問い合わせは健康福祉課 子ども家庭健康室へお願いします。)

公務員の方は勤務先で手続きをしてください。

<申請に必要なもの>

- ◇請求者の健康被保険者証の写し(請求者が会社員等で3歳未満のお子さんがいる場合)
 - ◇請求者名義の銀行口座の写し(通帳またはカード)
 - ◇請求者および配偶者のマイナンバー通知カードまたはマイナンバーカード
- ※その他、必要に応じて提出する書類があります。



こども家庭庁の児童手当に関する
ページはこちらをご覧ください。



赤ちゃんのおむつ用品クーポン券支給事業

子育て世帯の経済的負担軽減のため、赤ちゃんのおむつ用品等購入の際に使用できるクーポン券を支給します。

<対象者>

飯豊町内に住所登録がある生後6か月未満の赤ちゃんの保護者

<支給の内容>

1か月あたり4,000円分のおむつ用品券を6か月分(24,000円)一括で支給します。

※ただし、転入者については申請した翌月分から満6か月に達する誕生日分までとなります。

<申請手続き>

出生届提出の際に住民課住民室で申請します。



<クーポン券を利用できるおむつ用品>

- ・紙おむつ
- ・布おむつ
- ・おむつかばー
- ・おむつライナー
- ・おしりふき
- ・おむつ用ゴミ袋(可燃ゴミ袋)

<クーポン券を利用できる店舗>

取扱店舗名	所在地	電話番号
カワチ薬品長井店	長井市小出3848-1	0238-848390
ツルハドラッグ飯豊店	飯豊町大字椿4642	0238-863268
ドラッグヤマザワ川西店	川西町大字上小松1143-1	0238-540211
ドラッグヤマザワ長井店	長井市館町南11-3	0238-833377
ホームセンタームサシ長井店	長井市館町南12-51	0238-881888

<クーポン券について>

- ①1枚で1,000円分のおむつ用品を購入できます。
- ②クーポン券に記載された金額に満たない場合は、お釣りはできません。
- ③クーポン券の金額を超えた場合、超えた金額分は自己負担になります。また、現金と引き換えることはできません。
- ④対象児以外に使用しないでください。
- ⑤紛失、汚損、盗難など、どんな理由でも再発行はできませんので、保管には十分ご注意ください。
- ⑥クーポン券の使用期限は対象児の1歳の誕生日の月末までです。





赤ちゃん訪問

出産後4か月までの間に、保健師がご自宅等に訪問し、赤ちゃんとお母さんの様子などお伺いします。出生連絡票の情報をもとに健康福祉課からご連絡しますので、都合のいい日時をお伝えください。

<訪問内容>

- ◇赤ちゃんの身体測定(体重、身長など)
- ◇健康相談
 - ・出産や現在のお母さんの健康状態について
 - ・赤ちゃんの授乳について
 - ・赤ちゃんの発達や健康面での心配など
- ◇妊婦支援給付金(2回目)の申請
 - ・赤ちゃん訪問時に申請書をお渡しします。提出いただきますと、お子さん1人につき5万円支給します。
- ◇その他、町の支援サービスをご紹介します。

訪問前に心配なことがありましたら、いつでもご相談ください。



新生児聴覚検査費助成事業

飯豊町では、新生児聴覚検査費を上限2,000円まで助成します。公立置賜総合病院、さくらクリニック、島貴医院以外の医療機関で出産された方は申請が必要です。

生まれてくる赤ちゃんの1000人のうち1~2人は、生まれつき聞こえ(聴覚)に障がいを持つと言われています。聞こえの障がいを早期発見するために、「新生児聴覚検査」を受けましょう。

<申請に必要なもの>

- ◇申請書(赤ちゃん訪問時にお渡しします)
- ◇母子健康手帳のコピー(聴覚検査の結果が記録してあるページ)
- ◇新生児聴覚検査費用が記載してある明細書と領収書のコピー



家庭保育給付金

町内在住で、幼児施設を利用せずに生後満2か月過ぎ~満3歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんを家庭で保育している世帯へ、お子さん1人あたり月5,000円を、認定こども園へ入園するまで支給します。対象の方へ個別に案内を送付します。

<申請に必要なもの>

- ◇申請書
- ◇通帳のコピー
- ◇本人確認書類





出産費用助成事業

子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備することを目的として、出産費用の自己負担分の一部を助成します。

<事業の内容>

令和7年4月1日以降に生まれたお子さんの出産にかかる費用の一部を町独自で助成する事業です。出産費用の総額と出産育児一時金などの差額(保護者の負担分)に対し、お子さん1人につき15万円を上限として助成します。

【助成額の例】

例1★ 一人出産し、出産費用が58万円の場合 → 8万円を助成

出産育児一時金 50万円	出産費助成 8万円
-----------------	--------------

例2★ 一人出産し、出産費用が70万円の場合 → 15万円を助成

出産育児一時金 50万円	出産費助成 15万円	自己負担 5万円
-----------------	---------------	-------------

例3★ 一人出産し、出産費用が70万円、高額療養費や付加給付金が12万円ある場合
→ 支給分を差し引いて8万円を助成

出産育児一時金 50万円	高額療養費等 12万円	出産費助成 8万円
-----------------	----------------	--------------

例4★ 双子を出産し、出産費用が130万円の場合 → 30万円を助成

出産育児一時金 100万円	出産費助成 30万円
------------------	---------------

<対象者>

令和7年4月1日以降に出産した、下記のすべてに該当する出生児の保護者

- ◇母が出産した日以前から出産後も飯豊町内に住所があり、申請日において引き続き1年以上飯豊町に居住する
- ◇生まれた子どもも出生日から飯豊町に住所があり、母と同居している
- ◇健康保険に加入し、出産育児一時金を受けている
- ※妊娠85日以上の流産・死産(母体保護法に基づく人工妊娠中絶を含む)の場合も対象になります。
- ※生活保護世帯は対象になりません。

<申請方法>

出産後、申請書に記入していただき、必要書類を添えて健康福祉課 子ども家庭健康室(健康福祉センター)へ来庁し提出してください。

<必要書類>

- ◇出産費用助成事業助成金支給申請書(妊娠8か月頃に送付するアンケートに同封しております。)
- ◇保険証のコピー
- ◇出産費用の領収書、明細書のコピー
- ◇出産一時金の受給を証明する書類の写し
- ◇付加給付金支給決定通知書の写し ※該当者のみ
- ◇高額療養費の支給決定通知書の写し ※該当者のみ



ママと赤ちゃんのサロン／離乳食教室



＜ママと赤ちゃんのサロン＞

1歳頃までのお子さんを育てるママたちの交流の場です。助産師や保健師、保育士が同席し、育児・母乳に関する相談、赤ちゃんの体重測定、産後のママのケアなどを行っています。

◇日 時：毎月2回、第2・第4火曜日(祝日などの関係で月によって変わる場合があります。)

午前10時～11時30分

※詳しい日程についてはチラシまたはHPでご確認ください。

◇場 所：子育て支援センター こどもみらい館

※離乳食教室の日は健康福祉センター

◇対 象：1歳頃までのお子さんとそのママ

◇内 容：助産師、保健師、保育士による育児・母乳相談や産後ケア

赤ちゃんの体重測定

子育てに関する講座やイベント

◇予 約：予約不要の自由参加です。

助産師さんを毎回お呼びしています。

母乳ケアや育児相談はもちろん、みんなでたくさんおしゃべりしましょう！

＜離乳食教室＞

ママと赤ちゃんのサロンと共同で、離乳食教室を開催しています。栄養士が離乳食の進め方や作り方、量の目安や発達に合わせた調理の工夫などを伝えします。

◇日 時：年4回(ママと赤ちゃんのサロンと共同開催です。)

午前9時50分～11時30分

※詳しい日程についてはチラシまたはHPでご確認ください。

◇場 所：飯豊町健康福祉センター

◇対 象：1歳半頃までのお子さんの保護者および家族

◇参加費：無料

◇内 容：離乳食の進め方や作り方などの講話

調理実習

個別相談

参加者同士の情報交換 など

◇予 約：1週間前まで、子育て支援センター こどもみらい館 (0238-74-2305)

または健康福祉課 子ども家庭健康室(0238-86-2338)へお電話等でご予約ください。





乳幼児健康診査



お子さんの健やかな成長のために健診を受けましょう。日時や詳細については、対象者へ約1か月前にお送りする案内をご確認ください。

<4か月・9か月児健康診査>

◇内 容：問診、身体測定、内科診察(小児科医)、離乳食の話(栄養士)、個別相談

★ブックスタート事業

健診時、4か月児を対象に絵本のプレゼントと読み聞かせ指導を行っています。

<1歳6か月児健康診査>

◇内 容：問診、身体測定、幼児期の食事の話(栄養士)、内科診察(小児科医)、歯科診察(歯科医)、ブラッシング指導とフッ素塗布(歯科衛生士)、個別相談

<3歳児健康診査>

◇内 容：問診、身体測定、内科診察(小児科医)、歯科診察(歯科医)、
ブラッシング指導とフッ素塗布(歯科衛生士)、個別相談(心理士・保健師・栄養士)

<5歳児健康診査(年中児)>

◇内 容：問診、身体測定、内科診察(小児科医)、個別相談など



幼児歯科健診



飯豊町ではお子さんの歯やお口の健康のために、幼児歯科健診を実施しています。かかりつけ医がないお子さんはぜひ受診しましょう。

◇対象者：1歳～3歳3か月頃までのお子さん

◇場 所：健康福祉センター

◇内 容：歯科問診、歯科診察、ブラッシング指導、フッ素塗布、個別相談

◇健診料：無料

※詳しい日程についてはチラシまたはHPをご覧ください。





予防接種



お母さんが赤ちゃんにプレゼントした病気に対する抵抗力(免疫)は、成長とともに自然に失われていきます。このため、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要があり、その助けとなるのが予防接種です。

予防接種はワクチンを接種して免疫をつけることにより、発病を予防したり、症状を軽くしたりする方法です。

子どもは成長とともに外出や人との接触の機会が多くなり、感染症にかかる可能性も高くなります。感染症や病気にからないように、予防接種を受けて免疫をつけることが大事です。

大切なお子さんを守るために、予防接種を受けましょう。

◇持 ち 物：予診票、母子健康手帳

◇接種費用：無料

◇予 約：個別接種になりますので、医療機関へ直接予約してください。

＜子どもの定期予防接種一覧＞

予防接種の種類		定期接種として接種できる期間	標準的な接種期間	回数
ロタウイルス感染症	ロタリックス(1価)	生後6週0日から 24週0日	初回接種については、生後2か月から出生14週6日までの間	2回
	ロタテック(5価)	生後6週0日から 32週0日		3回
B型肝炎	初回接種	1歳に至るまで	生後2か月から9か月に至るまで	2回
	追加接種		第1回目の注射から139日以上あけて	1回
小児の肺炎球菌感染症	初回接種	生後2か月から 5歳未満	生後2か月から生後7か月に至るまで	接種開始年齢により回数が異なります
	追加接種		生後12か月から生後15か月に至るまでの間に初回接種終了後から60日以上の間隔をおいて1回	
五種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎 H i b 感染症	初回接種	生後2か月から 7歳6か月に至るまで	生後2か月から生後7か月に至るまで開始し、20日から56日までの間隔を置いて	3回
	追加接種		初回接種終了後から6か月から18か月までの間隔を置いて	1回
B C G		1歳未満	生後5か月から8か月に達するまで	1回
麻しん・風しん (M R)	1期	1歳から2歳未満	1歳から2歳未満	1回
	2期	小学校入学前の1年間	小学校入学前の1年間(年長)	1回

予防接種の種類		定期接種として接種できる期間	標準的な接種期間	回数
水痘(水ぼうそう)	1回目	1歳から3歳未満	1歳から1歳3ヶ月に達するまで	1回
	2回目		1回目接種後6ヶ月から1年あけて	1回
日本脳炎	1期初回	生後6ヶ月から 7歳6ヶ月未満	3歳から4歳に達するまで	2回
	1期追加		4歳から5歳に達するまで	1回
	2期	9歳以上13歳未満	9歳から10歳に達するまで	1回
二種混合 〔ジフテリア 破傷風〕	2期	11歳以上 13歳未満	11歳に達したときから 12歳に達するまで	1回
ヒトパピローマ ウイルス感染症 (子宮頸がん)	サーバリックス (2価)	小学6年生から 高校1年生相当 の女子	中学1年生の女子	3回 (※)
	ガーダシル(4価)			
	シルガード9(9価)			

(※)シルガード9のワクチンについては、15歳未満で1回目の接種を開始した方は2回で完了します。

- ◎予防接種の前に、母子健康手帳交付時にお渡しした「予防接種と子どもの健康」をよくお読みになって接種をしてください。
- ◎「標準的な接種期間」とは、病気にかかりやすい年齢のときに予防する観点から、接種が望ましいとされる年齢や期間です。可能な限りこの時期に予防接種を受けましょう。
- ◎定期接種の対象期間外に接種する場合、全額自己負担の任意接種となります。
- ◎法改正などにより、内容が変更になる場合があります。



インフルエンザ予防接種費用助成事業

下記のお子さんを対象に、インフルエンザ予防接種費用の一部助成を行っています。

<対象者>

6か月～中学3年生のお子さん

<助成金額>

1回につき2,500円まで

13歳未満のお子さんは必要接種回数が2回であるため2回まで助成します。

接種費用が助成額を上回った差額については自己負担となります。

※生活保護世帯は全額助成。健康福祉課へ申請が必要です。



産後ケア事業

飯豊町では、出産後のお母さんの心身のケアや、授乳、育児の悩みを相談できる産後ケア事業を実施しています。産婦人科や助産院、またはご自宅で助産師によるサポートが受けられます。

赤ちゃんを預けて
ゆっくり休みたい
(宿泊型)

産後の疲れで
体調がよくない

赤ちゃんの
お世話の仕方が
わからない

母乳が足りて
いるか不安

<通所型・訪問型>

	通所型	訪問型
ケア内容	助産院で実施	ご自宅に助産師が訪問して実施
対象	◇お母さんの心身のケア(健康管理) ◇乳房管理、授乳相談 ◇赤ちゃんの健康状態の観察・助言 ◇赤ちゃんのお世話についての相談など	
利用上限	上限なし(ただし助成は2回まで)	
利用者負担額	2回まで無料 (3回目からは全額自己負担)	
実施施設	yume助産院(長井市歌丸1497) 090-7795-7092	

<ご利用の流れ>

- ①健康福祉課 子ども家庭健康室へご連絡いただき、利用申請書を提出ください。
- ②後日利用承認通知書がご自宅へ郵送されます。
- ③yume助産院と日程調整をしてください。
- ④希望日に産後ケアをご利用ください。



<宿泊型>

宿泊型	
ケア内容	医療機関に宿泊して実施 ◇健康管理(こころの健康含む) ◇生活面のケア ◇乳房ケアや授乳に関するケア ◇子どもの発育・発達、栄養等のチェック ◇沐浴など育児方法に関するケア、相談 ◇子育て相談
対象	飯豊町に住民登録がある産後2か月または3か月までの お母さんとそのお子さん
利用上限	2泊3日まで
利用者負担額	1泊2日：5,000円 2泊3日：7,500円
実施施設	公立置賜総合病院(川西町) 島貫医院(米沢市) さくらクリニック(米沢市)

◇各医療機関の事業形態

実施施設により内容が異なりますのでご確認ください。

	公立置賜総合病院	島貫医院	さくらクリニック
双子以上の受け入れ	可能	可能	不可
対象児の生後月数	生後2か月まで	生後2か月まで	生後3か月まで
実施対象日	水曜日から金曜日 土日祝日、年末年始は除く	いつでも利用可	いつでも利用可(ただし、入院の日程が祝日・日曜日にならないような日程)
対象者	当該医院で出産した方 それ以外は要相談	他院で出産した方でも OK	当該医院で出産または 検診歴ありの方 それ以外は要相談
利用決定者への案内	町からの「利用承認通知書」と一緒に、集合時間や持ち物等が記載してあるパンフレットをお送りいたします。		
キャンセル料	キャンセル料はいただきません。(ただし、入院後は短時間のご利用で帰宅される場合でも全額をご負担いただきます。)		

<ご利用の流れ>

- ①健康福祉課 子ども家庭健康室へご連絡いただき、希望のケア内容をご相談ください。
- ②医療機関の受け入れ可否を確認し、日程調整をします。日程調整後、利用申請書を提出いただきます。
- ③後日利用承認通知書と利用に関するパンフレット等がご自宅へ郵送されます。
- ④希望日に産後ケアをご利用ください。



子育て世帯訪問支援事業

家事、育児に対して不安や負担を抱えるご家庭を、訪問支援者が訪問し、家事、育児等の支援を行います。飯豊町ではN P O法人「ほっと」に委託しています。

＜支援内容＞

- ①家事支援：食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行など
- ②育児支援：保育所等への送迎、一時的な子どもの保育など

＜対象者＞

飯豊町内に住所があり、次のいずれかに該当し、訪問による支援が必要だと認められた家庭

①食事・生活環境等について保護者の養育を支援することが必要な家庭

②若年妊娠や出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦のいる家庭

③家事や家族の世話・介護等で、子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーがいる家庭

※ご家庭の状況によっては、他の支援サービスをご案内する場合もあります。まずはご相談ください。

＜利用者負担額＞

利用世帯区分	利用者負担		
	利用時間 1時間あたり	利用回数 1回あたり	
生活保護世帯	0円	0円	
町民税非課税世帯	年間96時間以内	0円	0円
	年間96時間を越えた場合	300円	190円
町民税所得割課税額 77,101円未満の世帯	年間48時間以内	0円	0円
	年間48時間を越えた場合	600円	370円
その他の世帯	1,500円	930円	

1回の訪問につき2時間程度の支援を基準とします。

(例)その他世帯で1回(2時間)の利用・・・1,500円×2時間+930円=3,930円/回

※送迎等で2時間を分けての利用も可能ですが、その場合の回数は2回とカウントします。

＜ご利用の流れ＞

- ①健康福祉課 子ども家庭健康室へお電話ください。
- ②健康福祉課の職員と面談をしながらご家庭の状況を確認させていただきます。支援内容(期間や回数等)について相談し、一緒にサポートプラン(支援計画)を作ります。
- ③支援を希望される場合、利用申請書を提出していただきます。
- ④支援について、町で審査を行い決定します。利用が決定したら、決定通知書をお送りします。
- ⑤訪問支援者がご自宅に訪問して支援を行います。当日は在宅していただくようお願いします。
- ⑥支援終了後、町からご自宅に納付書をお送りします。納付書が届いたら支払いをお願いします。



子育て相談



「子育てがうまくいかない」、「子どもに落ち着きがない」、「もしかして発達に問題がある？」など、子育てをしていく中で心配なことや困っていることはありませんか？心理士が相談に応じます。

◇対象者：就学前のお子さんとその保護者(1日2組まで)

◇日 時：年4回開催

※詳しい日程はチラシまたはHPでご確認ください。

◇場 所：飯豊町健康福祉センター

◇予 約：健康福祉課 子ども家庭健康室へお電話等でご予約ください。

◇費 用：無料

公認心理師・臨床心理士の資格をもつ先生が相談に応じます。人間の”こころ”の問題にアプローチする専門家で、子どもの発達や親子の関係性の分野にも詳しい先生です。



子育て支援センター こどもみらい館



飯豊町子育て支援センター こどもみらい館は、未就学の子どもと保護者、小学生・中学生等の集いと交流の場です。開館時間中はいつでも自由に来館し、遊ぶことができます。

<施設について>

所在 地：〒999-0605 飯豊町大字添川1926-16

開 館 日：毎週月曜日～土曜日(毎週日曜日、祝日、年末年始は休館)

開館時間：9時30分～16時30分

電話番号：0238-74-2305

子育て支援センター
だよりはこちらから
ご覧いただけます。

<主な活動紹介>

子育て支援センター こどもみらい館では年間を通して様々な活動を行っています。

行事の日程や詳細については、毎月発行の「子育て支援センターだより」をご覧ください。

♪あそびの広場

お子さんとおうちの方がふれあえる遊びを提供しています。

♪おはなし広場

紙芝居、大型絵本、パネルシアターなど、絵本の読み聞かせを行います。

♪かんがるー(考える)広場

季節に合った物や身近な空き容器でおもちゃ作りなどの制作を楽しめます。

♪なかよし広場

未就園のお子さんとおうちの方が、町内の幼児施設を見学し、在園児との交流を楽しむ場です。

♪ママと赤ちゃんのサロン

健康福祉課との共催事業です。詳細は8ページをご覧ください。

♪ブックスタート広場

4ヶ月健診対象者に、絵本等の配布と読み聞かせ指導を行います。(会場は健康福祉センター)



児童扶養手当



児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親等家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されるものです。

<受給資格者>

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後最初の3月31日まで(一定の障がいの状態にある場合は20歳未満)までの児童を養育している方

- ・父と母が離婚した児童
- ・父又は母が亡くなった児童
- ・父又は母が一定の障がいの状態にある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・父又は母から1年以上遺棄されている児童
- ・父又は母が裁判所からDV保護令を受けた児童
- ・父又は母が1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・棄児などで父母がいるかいないかが不明である児童

<支給額等について>

受給資格者及び同居する扶養義務者の所得に応じて支給額が変わります。なお、所得が制限限度額を超える場合、支給が全部停止となります。

◇支給月額(令和7年4月~)

対象児童	全部支給	一部支給
児童1人目	46,690円	46,680円~11,010円
児童2人目以降	11,030円を加算	11,020円~5,520円を加算

※公的年金等を受給している場合は、その受給額と児童扶養手当の差額が支給されます。

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、原則年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)、各支払月の11日(11日が土日祝日の場合、その直前の平日)に支払月の前月分までが指定金融機関口座へ振り込まれます。

<申請について>

申請窓口は、飯豊町健康福祉課 子ども家庭健康室(健康福祉センター内)です。なお、申請者の状況により必要となる書類が異なります。必ず事前に窓口にご相談いただいてからお手続きをお願いします。



特別児童扶養手当



精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を扶養している父または母、もしくは父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

<対象児童>

20歳未満で、身体または精神に重度または中度以上の障がいのある児童

(障がいの程度は、提出いただく診断書を基に県が審査します)

※お子さんが障がいによる公的年金を受けることができる場合や、施設に入所している場合には対象外となります。

<受給資格者>

上記児童を扶養している父または母または父母以外の養育者

<支給額等について>

障がいの程度に応じて、下記のとおり支給額が決定されます。なお、所得が制限限度額を超える場合、支給が全部停止となります。

手当月額(令和7年4月現在)

1級…56,800円 2級…37,830円

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、原則年3回(4月、8月、11月)、各支払月の11日(11日が土日祝日の場合、その直前の平日)に支払月の前月分(11月は当月分)までが指定金融口座へ振り込まれます。

<申請について>

申請窓口は飯豊町健康福祉課 子ども家庭健康室(健康福祉センター内)です。なお、申請者の状況により必要となる書類が異なります。必ず事前に窓口にご相談いただいてからお手続きをお願いします。



出産育児一時金給付

国民健康保険に加入している方が出産したとき、出産育児一時金として50万円が支給されます。

国民健康保険以外の保険に加入されている方は、職場又は加入の健康保険組合等へお問い合わせください。

◇お問い合わせ：住民課 住民室 ☎ 0238-87-0511



チャイルドシート無料貸し出し

乳幼児の事故防止とチャイルドシート着用の徹底を目指し、チャイルドシートを無料で貸し出します。6歳未満の乳幼児を自動車に乗せるときは、チャイルドシートの使用が法律で義務付けられています。ぜひ活用ください。なお、利用するには事前に予約が必要です。

◇お問い合わせ：住民課 生活環境室 ☎ 0238-87-0514



認定こども園

認定こども園にお子さんを預けたい場合は、支給認定を受ける必要があります。詳細は教育総務課教育振興室へお問い合わせください。

◇翌年4月からの入園：毎年10月中旬から11月中旬の申込期間に申請ください。

◇年度途中の入園：約3か月前までに教育総務課 教育振興室にご相談ください。

<町内施設一覧>

	わくわくこども園		すくすくこども園
	幼児部：定員90名	乳児部：定員40名	定員110名
住所	飯豊町大字萩生3592	飯豊町大字中768-2	飯豊町椿大字3628-22
TEL・FAX	TEL:72-2241 (FAX兼用)	TEL:72-2067 (FAX兼用)	TEL:72-3625 FAX:72-3622
開所時間	7時30分～18時45分		

◇お問い合わせ：教育総務課 教育振興室 ☎ 0238-87-0519

